

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会

第2回総務企画専門委員会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会



日時：令和6年8月20日（火） 午前10時から

場所：弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
第2回総務企画専門委員会次第

日時：令和6年8月20日（火）
午前10時から
場所：弘前市役所防災会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 報告事項

- 第1号報告 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会総務企画専門委員会の委員の変更 . . . 2
- 第2号報告 青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催競技会日程の変更 . . . 3
- 第3号報告 青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催競技別リハーサル大会の決定 . . . 4
- 第4号報告 青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催デモンストラーションスポーツ競技会会期の決定 . . . 5

4 審議事項

- 第1号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市識別用品整備要項（案） . . . 6
- 第2号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市遺失物・拾得物取扱要項（案） . . . 8
- 第3号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市保険加入要項（案） . . . 22
- 第4号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市案内所及び休憩所設置運営要項（案） . . . 26
- 第5号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項（案） . . . 28

5 その他 意見交換

6 閉会

【別冊資料】

- 資料1：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則
- 資料2：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程
- 資料3：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会総務企画専門委員会名簿
- 資料4：青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期
- 資料5：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過
- 資料6：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況（令和6年7月末時点）
- 資料7：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市観光・おもてなし基本計画

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
総務企画専門委員会の委員の変更

令和6年2月5日から令和6年7月31日までの間における委員の変更については、下記のとおりである。

委員

所属期間・団体名	役職	新任者	役職	前任者
弘前地区小学校長会	致遠小学校長	工藤 隆幸	理事	沢田 明伸
弘前市	市民生活部長	佐藤 真紀	市民生活部長	岩崎 隆
弘前市	健康こども部長	佐伯 尚幸		

青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催競技会日程の変更

競技会日程

令和6年6月4日に開催された、(公財)日本スポーツ協会令和6(2024)年度第1回国民スポーツ大会委員会において、ソフトボール競技日程の変更が承認された。

○正式競技(本会期)

競技名	種別	競技会場	競技 日数	競技日程		
				10月		
				17	18	19
				土	日	月
ソフトボール	成年女子	変更前				
		弘前市運動公園野球場	3	●	●	●
		岩木山総合公園野球場	3	●	●	●
		変更後				
		弘前市運動公園野球場	3	●	●	●
		岩木山総合公園野球場	2	●	●	

青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催競技別リハーサル大会の決定

令和6年5月31日に開催された、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第14回競技運営専門委員会において、競技別リハーサル大会日程が決定した。

競技・種目名		大会名	実施予定日		競技会場名
			開始日	終了日	
体操	競技	開催しない	—		/
	新体操				
	トランポリン	第39回東北トランポリン競技選手権大会	令和7年7月12日～13日	岩木山総合公園体育館	
ソフトボール		第77回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	令和7年9月20日～22日	弘前市運動公園野球場（はるか夢球場） 岩木山総合公園野球場 平賀多目的広場	
弓道		第72回全日本勤労者弓道選手権大会	令和7年5月31日～6月1日	青森県武道館近的弓道場	
ライフル射撃	50m	全日本社会人スポーツ射撃競技選手権大会 兼 全国ジュニアスポーツ射撃競技大会	令和7年9月5日～7日		弘前市運動公園運動広場特設ライフル射撃場 弘前克雪トレーニングセンター
	10m				
	BP・BR				
空手道		第51回青森県少年空手道大会	令和7年6月7日～8日	青森県武道館主競技場	
クレー射撃		2025年度 ブロック本部公式大会（北海道・東北）	令和7年7月20日～21日	弘前クレー射撃場（トラップ1面・スキート1面）	
（特別）高等 学校野球	硬式	開催しない	—		/
	軟式				

青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催
デモンストレーションスポーツ競技会会期の決定

令和6年5月31日に開催された、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第14回競技運営専門委員会において、デモンストレーションスポーツ競技会会期が決定した。

競技名	会場	競技会会期 (令和8年)
ビリヤード	朝日会館マンハッタンクラブ	10月4日(日)
マスターズ陸上競技	弘前市運動公園陸上競技場	7月4日(土)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市識別用品整備要項(案)

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) 大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配付物を限定することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他

4 着用

配付対象者は、原則として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、当該競技団体に識別用品の整備を委託することができる。その場合、識別用品の単価については、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する単価を上限とする。

7 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品のデザイン及び整備内容、費用負担については、当該市町及び当該競技団体と協議のうえ定める。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 青の煌めきあおもり障スポにおける識別用品の取扱いについては、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以下「実施本部」という。）の受付案内係が取扱業務及び一時保管を行う。
- (2) 実施本部受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の実施本部総務係へ引き継ぐ。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個別票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）及び遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第5号）の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、弘前警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受

理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び弘前警察署への提出等

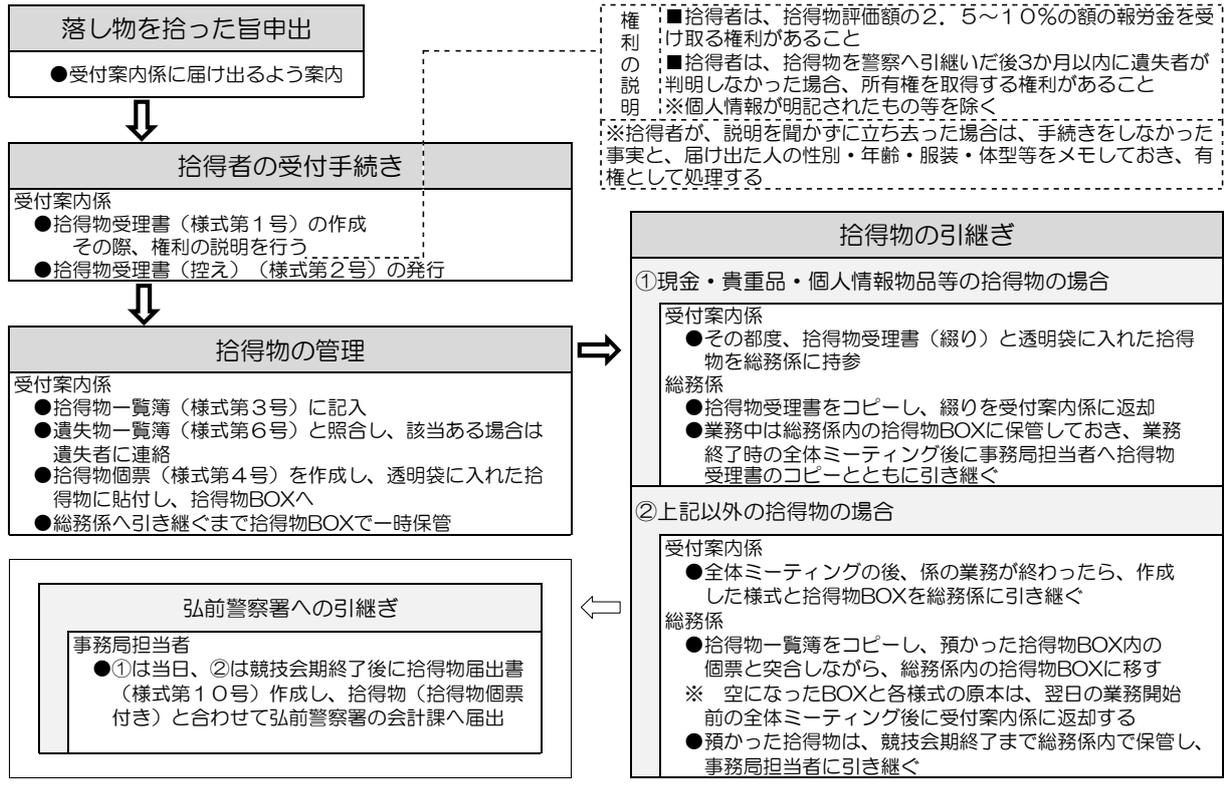
- (1) 実施本部総務係は、当日の競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会へ引き継ぐ。ただし、拾得の翌日から起算して7日以内に弘前警察署へ届け出る必要があるため、速やかに引き継ぐ。なお、拾得物が、現金・貴重品・個人情報物品等の場合は、当日中に市実行委員会を經由し弘前警察署へ届け出る。
- (2) 市実行委員会は実施本部総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて弘前警察署へ届け出る。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を弘前警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、弘前警察署へ届け出た旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を弘前警察署へ伝える。

6 その他

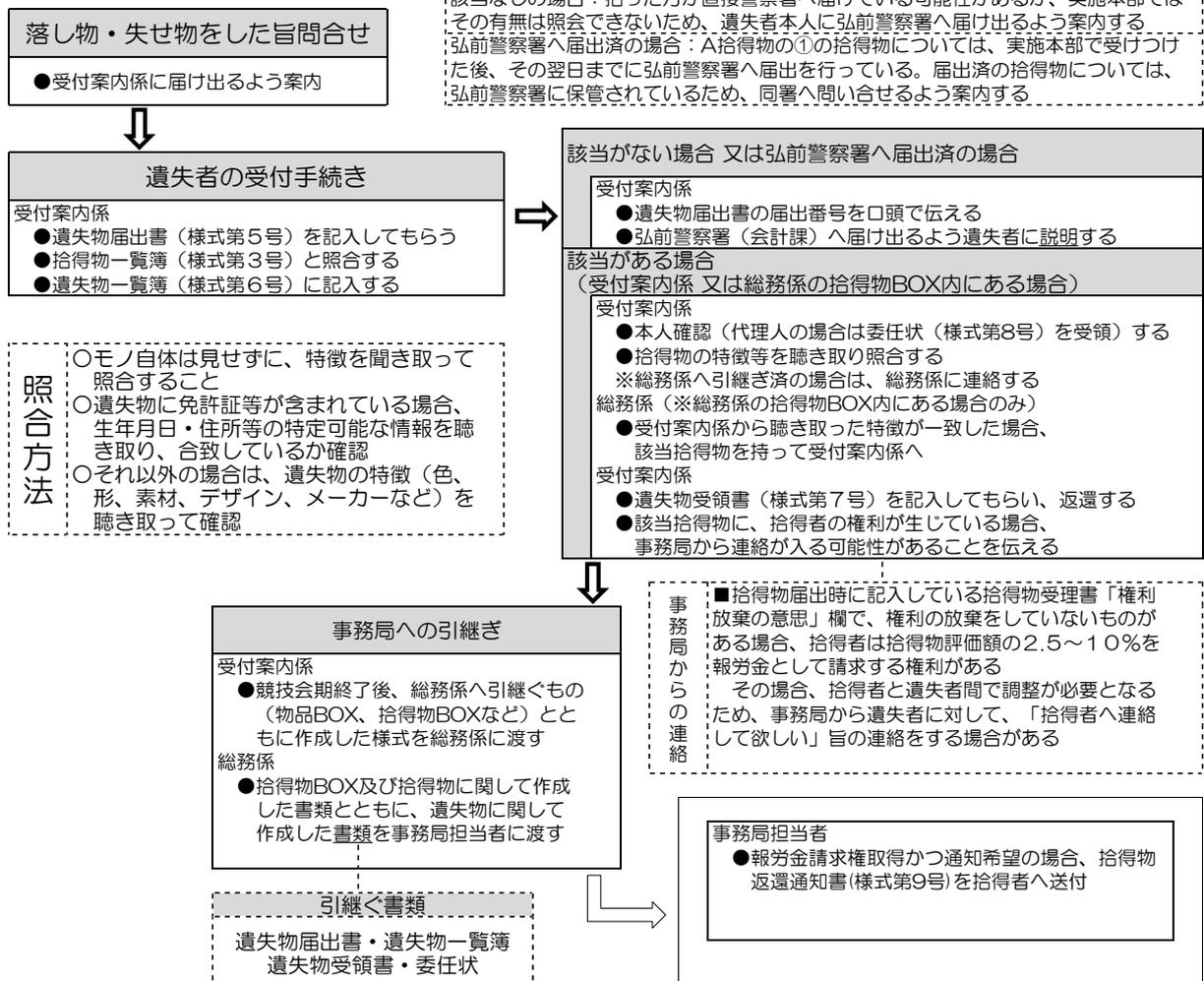
- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、この要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける遺失物・拾得物の取扱いについては、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

拾得物・遺失物の対応フロー

A 拾得物



B 遺失物届出・返還



様式第1号

競技名・会場名 _____

受理番号 _____ 第 _____ 号

拾得物受理書

受理日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾得場所												
物件	現金	総額		金額内訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円		
物品	種類		特徴等(形状・模様・品質等)						点数			
拾得者	氏名	フリガナ				電話	自宅					
	住所	〒					携帯電話					
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
令和 年 月 日												
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 拾得者氏名(自署)												
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※権利を放棄しない場合は記入										
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、かつ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権										
備考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 取扱担当者氏名(自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効										

※太枠内部分は、原則として拾得者に記入していただくこと。

様式第2号

競技名・会場名 _____

受理番号 _____ 第 _____ 号

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受理日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾得場所												
物件	現金	総額	金額内訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円		
物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)								点数		
拾得者	氏名	フリガナ				電話	自宅					
							携帯電話					
	住所	〒										
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
	令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 拾得者氏名(自署).....											
氏名等告知の同意	遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※権利を放棄しない場合は記入											
拾得物返還通知書の希望	※権利放棄しない場合、かつ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権											
備考	上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 取扱担当者氏名(自署)..... ※取扱担当者氏名がないものは無効											

- 注1 この拾得物受理書（控え）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及び弘前警察署（以下「弘前署」という。）から通知があった場合、確認に必要になりますから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 落とし主がわからないときは、本日から7日以内に市実行委員会から弘前署へ提出します。なお、弘前署への提出後、さらに3か月を経過しても落とし主がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 4 詳細につきましては、弘前署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、市実行委員会が弘前署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 5 弘前警察署 〒036-5057 住所 弘前市大字八幡町三丁目三番地二
電話 0172-32-0111

様式第3号

競技名(種別) _____

受理会場 _____

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び数量)			拾得取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

- ※ 受理番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。
- ※ 受理番号については、数字の前に、空-1、空-2等競技名の先頭の文字を先に記入し競技名がわかるようにしてください。
参考例(空手:空-1、空-2 弓道:弓-1、弓-2、ソフトボール:ソ-1、ソ-2、高校野球:野-1、野-2 など)

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾得物件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式3で示した、競技名一部を先頭に記載してください。
例：空手：空-1、空-2、
弓道：弓-1、弓-2 等

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾得物件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式3で示した、競技名一部を先頭に記載してください。
例：空手：空-1、空-2、
弓道：弓-1、弓-2 等

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾得物件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式3で示した、競技名一部を先頭に記載してください。
例：空手：空-1、空-2、
弓道：弓-1、弓-2 等

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾得物件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式3で示した、競技名一部を先頭に記載してください。
例：空手：空-1、空-2、
弓道：弓-1、弓-2 等

遺失物届出書

届出番号	第 号									
届出日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分									
遺失日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃									
遺失場所										
遺失者	住所	〒								
	フリガナ									
	氏名									
	電話	自宅 ()				携帯電話 ()				
物件	現金	総額	金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円	
			500円		100円		50円		10円	
	5円		1円							
物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)						点数		
備考										
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 令和 年 月 日</p> <p>署名 _____ (自署)</p>										

拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、弘前警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
返還取扱担当者	受理番号		第 号
連絡結果	<input type="checkbox"/> 遺失者本人へ連絡	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 遺失者本人へ返還	令和 年 月 日(郵送の場合は着払い)	
	<input type="checkbox"/> 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知希望無し		

様式第6号

競技名(種別) _____

受理会場 _____

遺失物一覽簿

届出番号	遺失日時	遺失場所	遺失物			受理取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						

- ※ 届出番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。
- ※ 届出番号については、数字の前に、空-1、空-2等競技名の先頭の文字を先に記入し競技名がわかるようにしてください。
参考例(空手:空-1、空-2 弓道:弓-1、弓-2、ソフトボール:ソ-1、ソ-2、高校野球:野-1、野-2 など)

様式第7号

競技名(種別) _____

受理会場 _____

遺失物受領書

受理番号		第 号	
拾得物件	現金	金 _____ 円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____ (自署)</p> <p>電 話 _____ () _____</p> <p>拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。</p>			
返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
返 還 担 当 者			

※太枠内部分は、原則として遺失者に記入していただくこと

様式第8号

委 任 状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ （自署）

様式第9号

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（廻番 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得した物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会事務局
（弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課内）
所 在 地 弘前市上白銀町1番地1

電話番号 0172-40-0583

拾 得 物 届 出 書

弘前警察署長 様

住所	弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市役所
事務所名	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
代表者名	弘前市市実行委員会 会長
担当者氏名(自筆)	事務局
電話番号	0172-40-0583

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別(種目)
 受理会場
 会場住所

受理番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名・住所・電話番号等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金(内訳)	物品				
1						空き番号
2						空き番号
3						空き番号

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市保険加入要項(案)

1 趣 旨

この要項は、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定めるものとする。

2 契 約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険内容は、次の各号の掲げるとおりとする。

ただし、必要に応じて保険内容の変更及び加入しないことができるものとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師、歯科医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は窃取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	一事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害保険

被保険者が、大会開催期間中等に大会の準備若しくは大会の運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技役員			
競技補助員			
競技会補助員			
一般観覧者			
医師・ 歯科医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円
理学療法士			
救急救命士			

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故

- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を損害保険会社等に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 青の煌めきあおもり障スポにおける保険加入は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

(様式第1号)

事 故 報 告 書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会 会長

様

報告者 所属

氏名

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	競技会役員・競技役員・競技補助員・競技会補助員(ボランティア)・一般観覧者・医師・歯科医師・看護師・理学療法士・救急救命士・その他()
	住所	
	氏名	年齢 歳 男・女
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市案内所及び休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、JR弘前駅等に設置する。

(2) 会場内案内所及び休憩所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

4 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 会場内案内所及び休憩所

原則として各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

(1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 会場内案内所及び休憩所

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

(3) 上記(1)及び(2)について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関する事。
- イ 配布物等の管理に関する事。
- ウ 競技日程、交通アクセス及び観光案内に関する事。
- エ 特産品等の紹介案内に関する事。
- オ その他、各種案内に関する事。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の案内及び資料等の配布に関する事。
- イ 競技の案内に関する事。
- ウ 交通、宿舎及び観光・物産等の案内に関する事。
- エ 迷子の受付に関する事。
- オ その他、各種案内に関する事。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関する事。
- イ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにける案内所及び休憩所については、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。
 - イ 現場調理品
あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。
- (5) 宅配便
- (6) その他、市実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の（1）及び（2）を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者
 - ア 申請時に、1年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者
 - イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者
 - ウ 競技団体からの推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
 - エ 第75回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者
 - オ その他、市実行委員会が認めた者
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
 - ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
 - オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。

【第5号議案】

カ 申請時点において、市税（弘前市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、移動販売車による出店の場合、市実行委員会は準備を行わない。なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、出店区域内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書（様式第5号）を受領後、速やかに青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

(2) 消防署

弘前地区消防事務組合火災予防条例（昭和56年弘前地区消防事務組合条例第1号）第57条第6号の規定に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、市実行委員会が取りまとめるものとする。

10 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

11 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者施設等」という。）
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、市実行委員会が特に認める者
- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

12 出店者の選定

- (1) 市実行委員会は、第10に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。
 - ア 弘前市内の事業者等
 - イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
 - ウ 障害者施設等
 - エ その他、市実行委員会が適当と認める者
- (2) 前号の規定による選定が困難な場合のときは、抽選により選定する。

13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以

【第5号議案】

下「実施本部」という。)の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は市実行委員会が指示する時間内に完了させること。

【第5号議案】

- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、弘前保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、市実行委員会が交付するAD（ID）カードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 市実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。

- (3) 弘前保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を市実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____

電話番号 _____

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第10の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望競技 _____

2 出店希望会場 _____

3 出店希望形態 テント・移動販売車・その他 (_____)

4 添付書類

(1) 売店出店概要書(様式第2号)

(2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)

(3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)

(4) 売店従事者の本人確認書類

(運転免許証、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)

(5) 弘前市税の納税(完納)証明書(写し可)

(6) 法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)

※ 複数会場で出店を希望する場合は、(1)～(4)を会場ごとに申請書を提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください

ふりがな 商号又は名称			
代表者役職名及び氏名			
代表者生年月日	年	月	日
所在地	〒		
代表者連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
	【メールアドレス】		
業種			
主要取扱品 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ記念グッズ 郷土物産品 飲食物 宅配便 その他 ()		
国体、国スポ等出店実績	有 (大会名:) ・無		
営業開始年月日	年	月	日 従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間の法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生処分歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
NO	商品名	予定数量	販売価格 備考 (承認番号等)
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円

※足りない場合は、別紙を追加してください。

様式第3号

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

※氏名にはふりがなを記載してください。不足する場合は別紙で提出してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※移動販売車による販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源・火気使用を伴う備品は記入ください。（発電機、プロパンガス等）

様式第4号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____

誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

様式第5号

青 焔 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

売 店 許 可 決 定 通 知 書

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記指定口座へ____年__月__日()までに出店料の納入をお願いします。

なお、期日までに納入がない場合は、この通知を取り消す場合があります。

また、青の焔めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第13の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については____年__月__日()までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 出店許可会場 | _____ (競技名: _____) |
| 2 出店形態 | _____ テント(1張)・移動販売車・その他(_____) |
| 3 出店料 | _____ 円 |
| 4 指定振込口座 | 青森銀行 弘前市役所出張所 普通
口座番号 _____ 口座名義人 _____ |

【問い合わせ】

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
担 当 弘前市健康こども部スポーツ局
国スポ・障スポ推進課
総務企画係 ○○ ○○
電話番号 0172-40-0583 FAX 番号 0172-35-3884
E-mail 2026kokuspo@city.hirosaki.lg.jp

様式第6号

青 焯 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

様

青の焯めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長

印

売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があった青の焯めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 役 職 名 及 び 氏 名	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	<p>1 本許可証を売店内に掲示すること。</p> <p>2 売店の設置運営に関しては、青の焯めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項を遵守すること。</p>

様式第7号

年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市売店設置運営要項第10(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店許可会場 (競技名：)

2 免除申請の理由(該当項目の□にレ点の記載をしてください。)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等

国又は地方公共団体

その他()

(担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

様式第8号

青 焯 弘 実 委 発 第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

様

青の焯めきあおもり国スポ・障スポ

弘前市実行委員会会長

印

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請があった青の焯めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
が設置運営する競技会場等内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許
可します。

記

- 1 出店許可会場 (競技名：)

- 2 免除申請の理由 (該当項目の□にレ点の記載がある項目に該当します。)
 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成
24年法律第50号) に規定する障害者就労施設等
 国又は地方公共団体
 その他 ()

【問い合わせ】

青の焯めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

担 当 弘前市健康こども部スポーツ局

国スポ・障スポ推進課

総務企画係 ○○ ○○

電話番号 0172-40-0583 FAX 番号 0172-35-3884

E-mail 2026kokuspo@city.hirosaki.lg.jp

弘前市暴力団排除条例

平成24年3月22日
弘前市条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏の確保及び市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「暴力団排除」とは、市民生活又は事業活動に与える暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、市民生活の安全と平穏を確保し、及び市経済が健全に発展する上での課題であることを深く認識して、関係行政機関及び関係団体とともに、市、市民及び事業者が連携して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める暴力団排除についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県との連携を図りながら、暴力団排除に関する基本的かつ総合的な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に取り組むなど、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、その生活に与える暴力団の影響に関する情報を市に提供することなどにより、市が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、青少年の家族及び地域住民は、基本理念にのっとり、青少年に対し、暴力団に加入せず、及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と交際しないようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、暴力団員による不当な要求に応じないなど、暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動に与える暴力団の影響に関する情報を市に提供することなどにより、市が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業の執行に伴って暴力団に利益を与えることとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(相談の処理)

第8条 市は、市民又は事業者からの暴力団排除のための相談を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、暴力団排除のための活動に取り組んだことなどにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者の安全を確保するため、警察官による保護を依頼するなど必要な措置を講ずるものとする。

(啓発)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団排除についての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第11条 市は、市民及び事業者が暴力団排除のための活動に取り組む場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。